

令和4年度

情報公開制度 個人情報保護制度 の運用状況について

情報公開及び個人情報保護制度について、令和4年度の運用状況をお知らせします。

【羽生市情報公開条例に基づく制度の運用状況について】

「情報公開制度」とは、市民の皆さんが市政について知りたい情報を、請求により公開する制度で、市民の皆さんの知る権利を尊重し、情報の公開を求める権利を保障しています。

請求 (申し出) 件数	決定状況				公開方法	
	公開	部分 公開	非公開	その他	閲覧	写しの 交付
40	23	16	1	0	2	38

※請求先：市長（38件）、教育委員会（2件）

請求内容は、市が業務発注等を行った設計書に関する情報が主なものになり、非公開決定としたものは、情報が不存在のものです。

【羽生市個人情報保護条例に基づく制度の運用状況について】

市民のプライバシーを保護するために個人情報を適正に取り扱う制度で、市が保有する個人情報の開示などを請求する権利を保障しています。

請求件数	決定状況				開示方法	
	開示	部分 開示	不開示	その他	閲覧	写しの 交付
47	22	21	4	0	5	38

※請求先：市長（45件）、教育委員会（2件）

請求内容は、各種手続きや申請に係る添付書類の写しの交付が主なもので、不開示の理由については情報不存在です。

本制度の受付は、市役所2階総務課が窓口となっています。また、市ホームページで制度のご案内をしています。どうぞご覧ください。

《羽生市ホームページ》

情報公開制度について



個人情報保護制度について



▶ **問い合わせ** 総務課（内線232）